

一般社団法人  
リノベーション住宅推進協議会

## 【入会要項】

2010年10月8日以降版



かえる。くらし。すまい。

リノベーション住宅推進協議会

# 正会員

## ■入会までの流れ

### STEP0 協議会の目的・趣旨の賛同、入会資格の確認

「リノベーション住宅推進協議会設立趣意書」をよくお読みいただき、会の趣旨に賛同いただけること、次頁の会員規約に適合していることをご確認ください。

### STEP1 入会申込み・必要書類のご提出

- ✓ 入会申込書
- ✓ 企業概要(会社案内等)
- ✓ 会員規約に対する誓約書

記書類を一式、事務局宛にご郵送願います。

### STEP2 会員規約適合の確認、入会可否のご通知

必要書類の受領後、会員規約に定める条件を満たすことを確認し、本協議会の理事会の承認後、入会の可否をご連絡いたします。

### STEP3 入会金・年会費の入金手続き

入会金、年会費の入金手続きのご案内をいたします。

入金確認後、事務局より正式入会受理を通知、講習会等今後の活動をご案内いたします。

### STEP4 講習会 への参加 (正会員のみ)

- ・ 技術講習会、適合状況報告書発行システム講習会への参加
- ・ 配布書類(発行システム ID、PW、標準書式発行マニュアル)

## ■会員規約

入会申込みにあたっては、下記の会員規約に対する【誓約書】をご提出いただきます。

### 〈会員の資格〉

1. 活動拠点が日本国内にある法人事業者および個人事業主\*1であること
2. 既存ストックの流通段階におけるリノベーション、またはリノベーションされた住宅の流通に関わる事業者、または今後参入予定の事業者

\*1:個人事業主の場合は、まず賛助会員にて入会頂き、一定期間経過後、実績などを考慮して改めて理事会の承認を経る必要があります。

### 〈入会の条件〉

1. 会の目的・趣旨に賛同し、共にビジョンの実現に協力できること
2. 会の定める基準に則った「優良なリノベーション」に対応可能で、誇りと責任をもって「適合状況報告書」を発行する事業運営が可能なこと
3. 正会員 2 社の推薦の後、理事会による承認を経ること  
※外部委託による信用調査を実施する場合があります

### 〈会員の義務〉

1. 地球環境への配慮やコンプライアンスなど、CSR(企業の社会的責任)を重視した事業運営に努めること
2. 自社が関わる可能な限りの案件に対して、協議会が定める「優良なリノベーション」を適用し、その普及・浸透に努めること
3. 技術力の向上や品質管理、情報開示に努め、常に顧客満足度の向上を目指すこと
4. 協議会が主催する「適合状況報告書」発行講習会を受講すること
5. 所定の入会金、年会費を納めること

## ■会費

### 入会金:10 万円+年会費:10 万円

- ・ 理事会の承認後、承認の通知と入金のご案内(請求書)を送付いたします。通知が届いてから1ヶ月以内に入会金と年会費を合わせた金額を一括を指定の口座にご入金下さい。
- ・ 但し、入会が期の半ばである場合は、年会費を月割り換算し、残存月数分とします。
- ・ 次年度以降継続の年会費は、3月31日までに10万円を一括で納付いただきます。
- ・ 退会、除名の場合、いかなる事由によっても入会金、年会費は返還いたしません。

# 賛助会員

## ■入会までの流れ

### STEP0 協議会の目的・趣旨の賛同、入会資格の確認

「リノベーション住宅推進協議会設立趣意書」をよくお読みいただき、会の趣旨に賛同いただけること、次頁の会員規約に適合していることをご確認ください。

### STEP1 入会申込み・必要書類のご提出

- ✓ 入会申込書
- ✓ 企業概要(会社案内等)

上記書類を一式、事務局宛にご郵送願います。

### STEP2 会員規約適合の確認、入会可否のご通知

必要書類の受領後、会員規約に定める条件を満たすことを確認し、本協議会の理事会の承認後、入会の可否をご連絡いたします。

### STEP3 入会金・年会費の入金手続き

入会金、年会費の入金手続きのご案内をいたします。

入金確認後、事務局より正式入会受理を通知、講習会等今後の活動をご案内いたします。

### STEP4 講習会 への参加（正会員＋希望者のみ）

- ・ 技術講習会、適合状況報告書発行システム講習会への参加
- ・ 配布書類(発行システム ID、PW、標準書式発行マニュアル)

## ■会員規約

### 〈会員の資格〉

1. 活動拠点が日本国内にある事業者であること
2. 既存ストックのリノベーション、または既存住宅流通に関わり、リノベーション事業者と協働する事業者、または、今後協働する意向のある事業者
3. 正会員の入会条件を満たさないリノベーション事業者

### 〈入会の条件〉

1. 協議会のビジョンと目的に賛同し、お互いに WIN-WIN の関係で、協議会や正会員をサポートいただけること
2. リノベーション事業者の場合は、今後正会員化を目指し、社内体制の整備や技術力の向上に努めること
3. 理事会による承認を経ること  
※外部委託による信用調査を実施する場合があります

### 〈会員の義務〉

1. 地球環境への配慮やコンプライアンスなど、CSR(企業の社会的責任)を重視した事業運営につとめること
2. リノベーション事業者の場合は、協議会の主催する技術講習会に参加すること
3. 所定の入会金、年会費を納めること

## ■会費

### 入会金:5万円+年会費:5万円

- ・ 理事会の承認後、承認の通知と入金のご案内(請求書)を送付いたします。通知が届いてから1ヶ月以内に入会金と年会費を合わせた金額を一括を指定の口座にご入金下さい。
- ・ 但し、入会が期の半ばである場合は、年会費を月割り換算し、残存月数分とします。
- ・ 次年度以降継続の年会費は、3月31日までに5万円を一括で納付いただきます。
- ・ 退会、除名の場合、いかなる事由によっても入会金、年会費は返還いたしません。

**■入会申込み・必要書類の送付先／お問い合わせ先**

一般社団法人 リノベーション住宅推進協議会／事務局

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-6-5

TEL : 03-3486-2510

FAX : 03-3486-2511